

農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会
土壌農薬部会農薬専門委員会合同会合（第2回）（議事概要）

1 開催日時及び開催場所

日 時：平成15年4月16日（水）13：30～17：00

場 所：経済産業省別館944会議室

2 出席者（敬称略）

委 員：安藤正典、石井康雄、伊東祐孝、上路雅子、岡田齊夫、金森房子、
亀若誠、北原武、国見裕久、須藤隆一、中杉修身、米谷民雄、牧野孝
宏、本山直樹、行本峰子

3 会議の概要

（1）特定農薬の指定に関する意見募集の結果等について

事務局から、特定農薬の指定に関する告示、特定農薬の指定に係る意見募集の結果、特定農薬に関連した有機JAS制度及び特別栽培農産物表示制度の動きについて説明があった。

（2）特定農薬として情報提供があったもののさらなる整理について

事務局から、特定防除資材の検討に当たり情報として寄せられた資材の扱いを明らかにするため、「農薬でないと言われるもの」と「農薬として使用すべきでないもの」の整理について説明があり、概ね妥当とされた。

（3）特定防除資材（特定農薬）の指定について

事務局から、特定防除資材として指定する際の薬効や安全性評価のガイドラインを検討するに当たっての論点メモについて説明があった。

検討の結果、

論点の項目としては概ね妥当ではないか、

評価項目が多くまた費用もかかることからデータの作成が現実的には困難となり、特定防除資材の指定はあまり進まないのではないかと、農薬メーカーが農薬登録に当たり多大な労力と費用をかけて試験を実施していることとの公平性の確保が必要ではないかと、

散布者のみならず、周辺への影響等の評価が十分か疑問が残る、

試験方法について、簡易的なものを開発することが必要ではないかと、

論点メモに記載された試験項目では安全性評価は不十分ではないかと、

天然物については、成分の変動が大きく、また加工による成分変化

もあることから慎重な検討が必要、
天然物、化学合成物質のいかんにかかわらず同一の毒性評価が必要。
食品だからといってデータを省略すべきでない、
特定防除資材は商品ではなく物質として指定するので、特定防除資材の混合物の安全性についても慎重な検討が必要、
食品添加物として使われている物質とされても、食品衛生法に基づき定められた規格と同一なものかどうか不明であり、食品添加物と同一の物質であることをもって安全とはならない、
指定に当たってのデータは国も作成する必要があるのではないか、
天敵微生物は特定防除資材の検討対象とはしないとあるが、弱毒ウイルスは検討対象としても良いのではないか、
特定防除資材の定義からみて、使用方法・量の規定のないことから暴露評価が出来ないのではないか、ハザード評価のみで指定するということになると登録農薬よりも厳しい評価が必要、
等の意見が出された。

これらを踏まえて、事務局において特定防除資材の指定に当たっての評価ガイドラインを検討し、次の合同会合でさらに検討することとなった。

また、本合同会合において、個々の資材について評価をしていただくことになることについて、了承された。

(以上)